



SAFETY MANAGEMENT

マイクロバス運用規定

01 SAFE DRIVING STANDARDS

安全運行基準

□ 運行ルール

- 01 運転者は、連続して2時間を超える運転を行わないこと
- 02 長距離移動時は、2時間ごとに15分以上の休憩を取得すること
- 03 高速道路利用時および遠征等の長距離移動については、原則として運転者2名体制で運用すること
- 04 運転前には、アルコールチェッカーによる確認を実施すること
- 05 アルコールチェック結果および運行記録は、所定の方法により記録・管理すること
- 06 出発前に、全乗車者のシートベルト着用を確認すること
- 07 出発前に、全乗車者のシートベルト着用を確認すること
- 08 運転者は、体調不良・睡眠不足・強い疲労等、安全運転に支障がある場合は運転を行わないこと
- 09 運転中の携帯電話・スマートフォン等の操作は禁止する
- 10 事故・トラブル発生時は、人命救助を最優先とし、速やかに警察・関係機関・チーム責任者へ連絡すること

※ 近隣地域への短距離移動については、一部運用を簡略化する場合がある

02 ALCOHOL CHECK PROCEDURE

アルコールチェック運用

□ チェック手順・記録管理

- 01 運転前に必ずアルコールチェックを実施する
- 02 酒気帯びが確認された場合は運転を禁止する
- 03 確認結果は、日時・運転者名とともに記録する
- 04 確認は、運行管理責任者または責任者が指定した者が行う
- 05 記録は、所定の方法により保管・管理する